

京都市立芸術大学全学入学試験委員会規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成28年4月1日一部改正)

(平成30年7月26日一部改正)

(令和7年6月10日一部改正)

(目的及び設置)

第1条 入学者選抜に関する重要事項を検討するとともに、大学入学共通テスト(以下「共通テスト」という。)を円滑に実施するため、本学に京都市立芸術大学全学入学試験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、教育研究審議会から付議された次の事項を審議する。

- (1) 入学者選抜に関する重要事項
- (2) 共通テストの実施に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 学生部長
- (3) 美術学部長
- (4) 音楽学部長
- (5) 美術学部入試委員長及び本部長
- (6) 音楽学部入試委員長及び副委員長
- (7) 事務局長
- (8) その他副学長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第8号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

4 委員長は委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の教職員を出席させることができる。

(会議)

第6条 委員会は委員の3分の2以上が出席し、かつ、そのうちに各学部の委員が含まれなければならない会議を開くことができない。

2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、教務学生課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は委員会が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。